

阿南市地域脱炭素化促進事業の事業計画の認定に関する要領



令和5年7月

阿南市

目次

	ページ
第1 目的	1
第2 基本的な事項	1
1 地域脱炭素化促進事業に関する制度について	
2 県が定める環境配慮基準	
3 関係許可等手続のワンストップ化の特例	
第3 地域脱炭素化促進事業計画の申請から認定までの流れ	2
1 認定申請に係る協議	3
2 認定申請	
3 関係行政機関との協議	5
4 地域脱炭素化促進事業計画の認定後の通知・公表	
5 市による認定後の報告徴収	6
6 市による指導及び助言	
7 促進区域	
8 事業計画の変更	7
9 事業計画の認定の取消し	8
10 受付・相談窓口	9
別表 1	10
2	11
3	12
4	14
5	15
6	16
7	17
8	18

阿南市地域脱炭素化促進事業の事業計画の認定に関する要領

第1 目的

この要領は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第22条の2の規定による地域脱炭素化促進事業に関する制度に基づく事業計画の認定に関し、必要な事項を定めることにより、地域脱炭素化促進事業の円滑な実施を図ることを目的とします。

第2 基本的な事項

1 地域脱炭素化促進事業に関する制度について

地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再生可能エネルギー事業の導入拡大を図る制度で、阿南市（以下「市」という。）は、国や徳島県（以下「県」という。）が定める環境配慮の基準に基づき、再生可能エネルギー事業の導入を促進する区域（以下「促進区域」という。）や再生可能エネルギー事業（以下「再エネ事業」という。）に求める環境保全・地域貢献の取組を「阿南市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みです。

令和3年6月に法が改正され、地域における再生可能エネルギー設備の設置までの手続が効率化されたほか、市から認定を受けた事業者は、関係許可等手続のワンストップ化（以下「ワンストップ化」という。）や配慮書手続の省略（県基準が設定されている場合に限る。）などの特例を受けることができるようになりました。

2 県が定める環境配慮基準

法第21条第6項に規定する促進区域の設定に関し、都道府県が地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するために定める基準を指します。

県は、令和4年7月に、国から示された基準等を踏まえ、法・条例等に基づき騒音、土地の安定性、生物の多様性、眺望景観などの環境に配慮した「徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準」（以下「県基準」という。）を策定し、市町村の促進区域の設定を促進しています。

3 関係許可等手続のワンストップ化の特例

事業者が、市に地域脱炭素化促進事業計画の認定を申請した際、当該事業計画に記載された施設整備等の行為が、法第22条の2第4項各号に掲げる許可等の手続を求める行

為である場合、市町村が当該事業計画を許可権者等に協議し、同意を得た上で、認定を行います。地域脱炭素化促進事業の認定を受けることにより、当該許認可等の手続があったものとみなされ、事業者が許可権者等に許可等を得るなどの行為が不要になります。

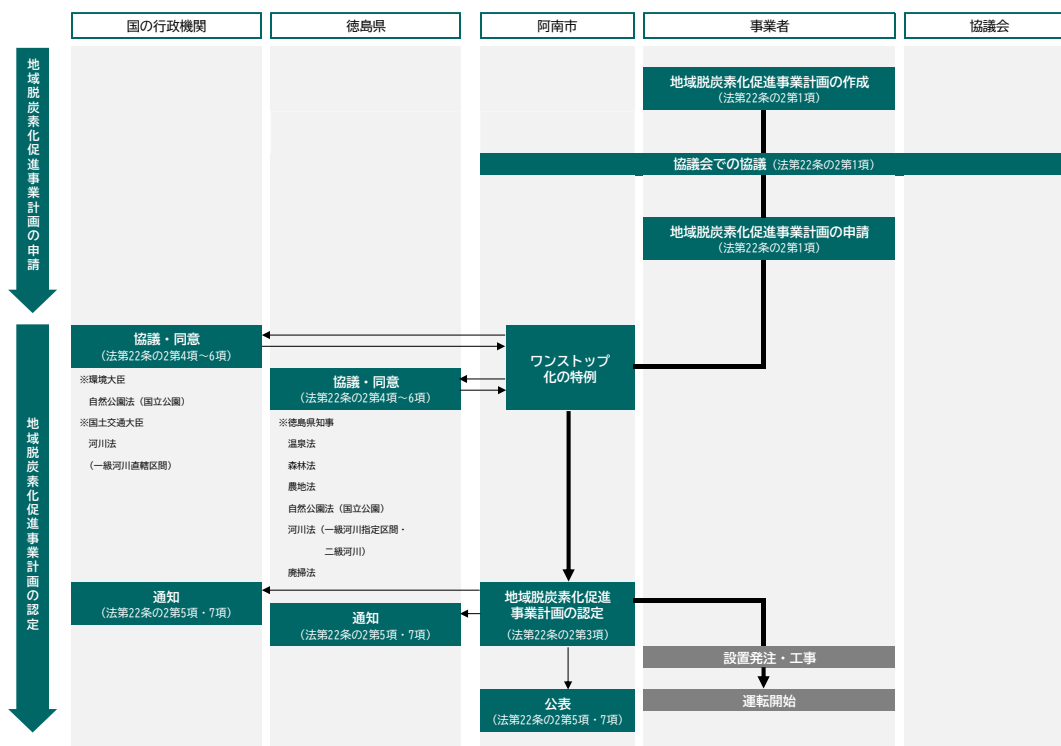
第3 地域脱炭素化促進事業計画の申請から認定までの流れ

地域脱炭素化促進事業を行おうとする事業者（以下「事業者」という。）は、市が「阿南市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において定めた「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」に基づき、地域脱炭素化促進事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、計画策定市町村の認定を申請することができます（法第22条の2第1項）。

事業計画の認定の申請を受けた市は、認定に係る要件を確認し、該当するものであると認めるときは、その認定を行います（法第22条の2第3項）。

また、事業計画の認定に際し、計画に記載された行為が、ワンストップ化の特例を利用できる行為である場合は、市は、あらかじめ当該行為に関する法令を所管している許可権者等に対して協議し、その同意を得る必要があります（法第22条の2第4項）。

【地域脱炭素化促進事業計画の認定手続フロー】



1 認定申請に係る協議

事業者は、事業計画の認定申請を行う前に、阿南市地球温暖化対策推進協議会（以下「協議会」という。）に同計画の協議を経る必要があります。

市は、事業者から事業計画の認定申請（変更認定の申請を含む。）が見込まれるときは、協議会を開催します。

協議会の会議には、協議会委員のほか、事業者や事業が予定されている地域の代表者等の出席を求めることができるとし、関係者の意見等を踏まえた上で協議します。この場合、市は、必要に応じて地域の代表者等への事前の説明会を開催した上で、協議会に出席を求めるものとします。

協議会は、事業者から必要な情報を得て協議を進める必要があることから、事業者に対し、必要に応じて、事業概要の説明や関係資料※の提出を求めることができるものとします。また、事業が予定されている地域の代表者等への事前の説明が必要な場合も同様とします。

なお、協議会は、公開での開催を原則としますが、個別事業者又は個人の秘密に属する情報等を取り扱う場合など、秘匿することが必要な情報については、一部非公開とすることができるものとします。

※関係資料とは、その事業が、「阿南市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において定めた「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」に適合したものであるかを確認できる資料（地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書（別記等式第1の別紙「地域脱炭素化促進事業計画」）を想定しています。

2 認定申請

事業者は、協議会における協議を経て、事業計画を作成し、市に認定を申請することができます（法第22条の2第1項）。

市は、事業者からの申請を受け、認定に係る要件を確認し、該当するものであると認めるときは、その認定を行います。

認定申請の受付は、市民部環境保全課（市役所2階24番窓口）で行っています。

なお、認定申請に係る費用は、事業者が負担するものとします。

○認定申請書の作成

事業計画は、「地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令」（以下「省令」という。）に定められた「地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書」（別記様式第1）を用いて、事業者が作成します。

事業計画に記載しなければならない事項は、表1のとおりです。

また、ワンストップ化の特例を受けようとする場合は、[省令別記様式第2の1～13](#)及び[同省令別表に定める添付書類](#)(表2)のうち、関係する書類の提出も必要です。

○認定申請の受理

市は、事業者から事業計画の認定申請があった場合には、事業計画の記載事項や表2に示す添付書類に不備がないかを確認します。

また、事業者から提出された事業計画に記載された地域脱炭素化促進施設の整備又は当該施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に係る行為が、ワンストップ化の特例の対象となるかを確認し、対象となる場合は、協議対象となる許可等に応じて、[省令別記様式第2の1～13](#)及び[同省令別表に定める添付書類](#)についても併せて確認します。

なお、ワンストップ化の特例等による事業の円滑化のため、市は、地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請の受付からその後の審査等の手続において、迅速な処理に努めるとともに、認定の申請から認定までの経緯を時系列に記録するようにします。

○認定要件

市は、事業者から事業計画の認定申請があった事業計画が、以下に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとします。

地域脱炭素化促進事業計画の認定要件（法第22条の2第3項）

- ・事業計画が「阿南市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に適合するものであること
- ・事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- ・その他地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定める基準に適合するものであること

1) 「阿南市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」への適合について

市は、事業計画の内容が、「阿南市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において定めた「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」（地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等）に適合した内容であり、かつ、その目標にどのように貢献するか、地域のニーズに合致する形で、「地域の環境保全のための取組」「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を満たすものであるかを確認します。

その主な確認事項とポイントは、表4のとおりです。

2) 地域脱炭素化促進事業の円滑かつ確実な実施について

事業計画の認定要件のうち、事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑に実施されると見込まれる基準は、省令第5条各号に規定されており、その内容は、表5に示すとおりです。

3) その他地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定める基準への適合について

事業計画の認定要件のうち、その他省令で定める基準（省令第6条）については、表6に示すとおりです。事業規律の確保の観点から、これらの内容について確認します。

3 関係行政機関との協議

事業者から提出された事業計画に記載された行為が、ワンストップ化の特例を利用できる行為（法第22条の2第4項各号に規定された行為）に該当する場合は、市は、あらかじめ当該行為に関する法令を所管している許可権者等に対して、[様式第3](#)及び[様式第4](#)により協議を行い、その同意を得る必要があります。

ワンストップ化の特例に係る協議は、専門的な内容が含まれるため、ワンストップ化の特例を利用できる行為が特定され次第、できるだけ速やかに許可権者等に対する事前相談を行うようにします。

ワンストップ化の特例は、法第22の5から第22条の11に規定されています。

4 地域脱炭素化促進事業計画の認定後の通知・公表

○事業計画の申請に対する認定通知書の発出

市は、事業計画を認定したときは、認定地域脱炭素化促進事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、[様式第1号](#)により、また、認定をしない場合は[様式第2号](#)により、その理由を明記した上で通知するものとします。

また、法第22条の2第17項の規定により、市は、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、[様式第5号](#)により、また、認定しなかった場合は[様式第6号](#)により、速やかにその旨を通知します。

○認定地域脱炭素化促進事業計画の公表

市は、認定した事業計画のうち、省令で定める事項について、市ホームページに掲載し、公表するものとします（法第22条の2第17項）。

5 市による認定後の報告徴収

市は、事業計画の認定後において、認定事業者による事業計画の履行状況をモニタリングし、地域脱炭素化促進事業が「阿南市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の記載内容に従い、事業計画に記載された内容が円滑かつ的確に実施されていることを確認するとともに、必要に応じて協議会への報告等を行うものとします（法第22条の14）。

6 市による指導及び助言

市は、上記のモニタリング等により、地域脱炭素化促進事業が「阿南市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の記載内容に従い、事業計画に記載された内容が十分に実施されていないと認めるときは、認定事業者に対してその理由を聴取し、同事業計画に基づいて取組を実施するよう指導を行うものとします。

また、市は、必要に応じて、協議会委員の知見等を活用しつつ、認定事業者に対して事業の的確な実施に必要な助言を行うものとします。

なお、認定事業者がこれらの指導及び助言に従わず、法第22条第3項第1号又は2号に示す認定の取消しの要件に該当すると認められる場合は、認定の取消しを検討するものとします。

7 促進区域について

市は、「阿南市地球温暖化対策実行計画」（区域施策編）において、促進区域を次のとおり定めています。促進区域の候補地については、別に示すこととします。

○市が所有する公共施設の屋根

○市が所有する土地

なお、上記の促進区域のほか、事業者等から提案を受けることにより、個々の事業計画の予定地を促進区域に設定することも可能としています。

この場合、県基準を踏まえ、法律や条例により促進区域から除外されたエリアで計画しないよう留意する必要があります。また、事業者等から提案を受け、市において促進区域に設定した上で、事業計画の認定手続を進める必要があります。通常の手続（P2参照）と異なるため、上記の促進区域以外のエリアにおいて事業提案を予定している場合は、あらかじめ市に相談してください。

8 事業計画の変更

認定事業者が事業計画を変更しようとする場合は、軽微な変更を除き、協議会における協議を経て、市の認定を受ける必要があります。

○協議会における協議

事業計画の認定を受けた後に、認定事業者において計画を変更しようとする場合は、認定申請時と同様、協議会における協議を経る必要があります。

市は、認定事業者から事業計画の変更認定申請（変更認定の申請を含む。）が見込まれるときは、「1 認定申請に係る協議」と同様に協議会を開催します。

○事業計画の変更の認定の申請

認定事業者が事業計画の変更の認定の申請を行う場合は、省令第8条の規定に基づき、[地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書（別記様式第3）](#)に表7に示す書類を添付して、市に提出する必要があります。

○環境行政機関との協議

認定事業者から、認定地域脱炭素化促進事業計画（以下「認定事業計画」という。）について計画変更の申請があった場合は、当該変更計画に記載された行為が、ワンストップ化の特例を利用できる行為（法第22条の2第4項各号に規定された行為）に該当する場合は、市は、あらかじめ当該行為に関する法令を所管している許可権者等に対して[様式第9号](#)（河川管理者の場合は[様式第10号](#)）により協議を行い、その同意を得る必要があります。

これは、当初の事業計画は、各法令の許可基準に適合したとしても、その後の計画変更により、施設の規模や立地、関連行為の内容等が変更すれば許可基準に適合しなくなる可能性があり、許可権者等が変更後の内容について確認する必要があるためです。

○軽微な変更

認定事業計画に係る変更のうち、省令で定める軽微な変更について、協議会における協議や事業計画の変更に係る認定の申請は不要です。

この場合、認定事業者は、[様式第11号](#)により、遅滞なく、その旨を市に届け出なければなりません。（法第22条の3第2項）

○変更認定後の通知・公表

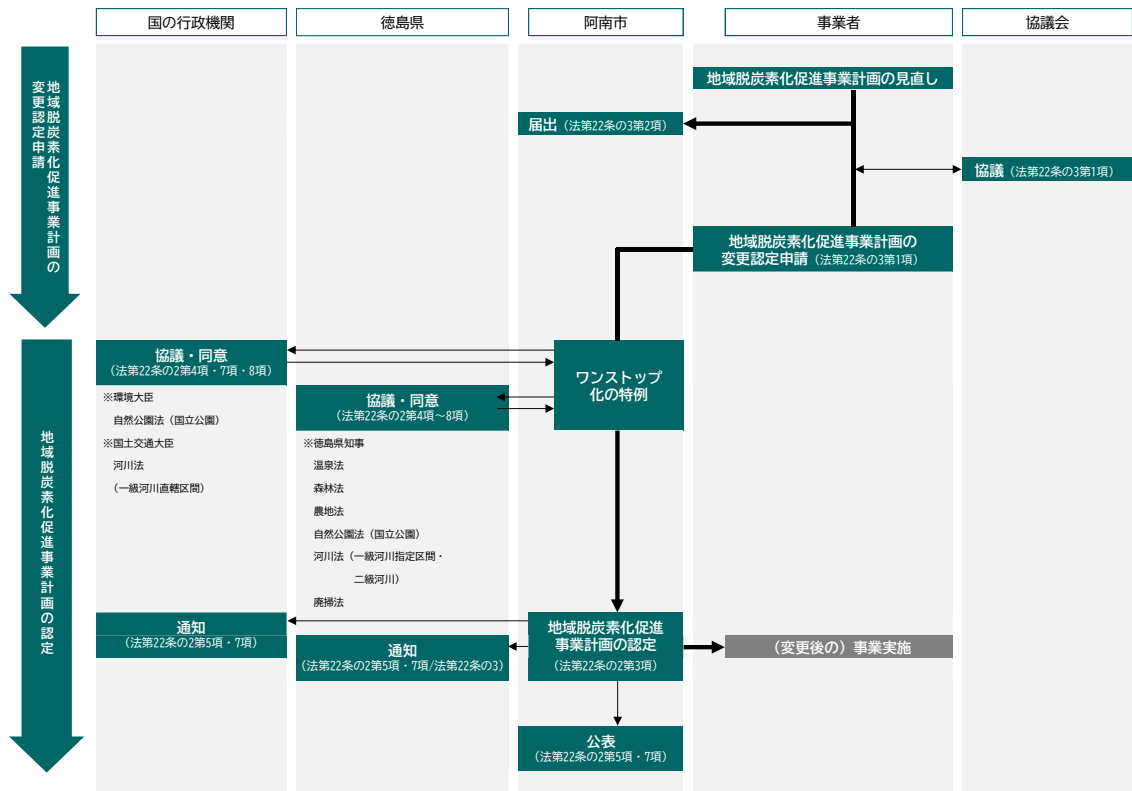
市は、事業計画の変更を認定したときは、認定事業者に対して、[様式第7号](#)により通知し、認定をしない場合は[様式第8号](#)により、その理由を明記した上で通知するも

のとします。

また、市が事業計画の変更を認定したときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、様式第5号により、また、認定しなかった場合は様式第6号により、速やかにその旨を通知します（法第22条の2第17項）。

市は、変更認定した事業計画のうち、省令で定める事項について、市ホームページに掲載し、公表するものとします（法第22条の2第17項）。

【地域脱炭素化促進事業計画の変更認定手続フロー】



9 事業計画の認定の取消し

○認定取消しの要件

事業計画が以下の項目のいずれかに該当すると認める場合は、市は、事業計画の認定を取り消すことができます（法第22条の3第3項）。

<事業計画の認定取消しの要件>

- ① 認定事業者が、事業計画に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき。
- ② 事業計画の内容が、「阿南市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に適合しないものとなったとき
- ③ 事業計画に記載された内容が、円滑かつ確実に実施される見込みがなくなったと

き

④ その他事業計画の認定基準に適合しないものとなったとき

市は、事業計画の認定を取り消したときは、認定事業者に対して、様式第12号により、その理由を明記した上で通知するものとします。

○認定取消し時の措置

市は、認定事業者に対し、事業計画の認定を取り消す不利益処分をしようとする場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき、原則として、当該事業者の意見陳述の機会として聴聞手続を執らなければなりません。

○認定取消し後の通知・公表

市は、事業計画の認定を取り消したときは、その旨を関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、様式第13号により通知し、認定取消しを公表するものとします（法第22条の3第4項）。

なお、認定を取消した事業計画は、協議会等において、地域住民その他の利害関係者との合意形成や情報共有を行った上で認定していることから、市は、地域住民その他の利害関係者及び協議会に参加した構成員に対しても、認定取消しの理由と併せてその旨を通知するものとします。

10 受付・相談窓口

○制度全般及び認定手続に関すること

市民部 環境保全課（市役所本庁2階24番カウンター）

電話 0884-22-3413 FAX 0884-22-0727

e-mail kankyous@anan.i-tokushima.jp

○促進区域に関すること

企画部 企画政策課 ゼロカーボン推進室（市役所本庁4階46番カウンター）

電話 0884-22-3795 FAX 0884-22-6772

e-mail zero-carbon@anan.i-tokushima.jp

表1 地域脱炭素化促進事業計画の記載事項（法第22条の2第2項）

記載事項
申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出量の削減等に関する目標を含む。）
地域脱炭素化促進事業の実施期間
整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類及びその他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容
地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容
地域脱炭素化促進施設の整備及び地域の脱炭素化のための取組の要に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲
地域脱炭素化促進施設の整備及び地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施する次の取組に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の環境の保全のための取組 ・ 地域の経済及び社会の持続的な発展に資する取組
その他地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令等で定める事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域脱炭素化促進施設等の使用期間 ・ 地域脱炭素化促進施設等の撤去及び現状回復に関する事項

表2 地域脱炭素化促進事業計画に係る添付書類

(地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第3条第2項)

添付書類	備考
法人定款又はこれに代わる書面	申請者が法人でない団体である場合は、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
申請者の最近二期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書	左記書類がない場合は、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類
地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面	位置図、航空写真や現況写真等
地域脱炭素化促進施設等の規模及び構造を明らかにした図面	—
地域脱炭素化促進施設等を設置しようとする場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができるかと認められるための書類 (農地法の特例(農地転用)の手続を受けようとする場合を除く。)	土地の登記事項証明書(全部事項証明書)権利者と申請者が異なる場合は、売買契約書の写しとし、賃貸借契約書の写し、地上権設定契約書の写し等の書類に加え、契約当事者双方の印鑑証明書
一般送配電事業者及び特定送配電事業者が維持、運用する電線路と電氣的に接続する場合にあっては、当該接続について当該電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し	一般送配電事業者、特定送配電事業者ごと、また契約する電圧の違いによって同意を得ていることを証明する書類が異なることに留意※
地域脱炭素化促進施設等の点検及び保守に係る手続の実施状況を示す書類	平常時に加え、緊急時の連絡体制についても明示
地域脱炭素化促進事業に係る関係法令(条例を含む。)に係る手続の実施状況を示す書類	—
地域脱炭素化促進事業に係る関係法令を遵守する旨の誓約書	—
地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令 別表(表3)に掲げる行為を記載する場合にあっては、当該行為の区分に応じ求められる書類	地域脱炭素化促進事業計画の認定に関する省令別記様式第2参照

※「なっとく!再生可能エネルギー」接続の同意を証する書類について

表3 地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令 別表

行為	書類
法第22条の2第4項第1号に掲げる行為(温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項の許可に係るものに限る。)	別記様式第2の1による書類及び温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第1条第2項各号に掲げる書類
法第22条の2第4項第1号に掲げる行為(温泉法第11条第1項の許可に係るものに限る。)	別記様式第2の2による書類及び温泉法施行規則第6条第2項各号に掲げる書類
法第22条の2第4項第2項に掲げる行為	別記様式第2の3による書類並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第4条に規定する図面及び同条各号に掲げる書類
法第22条の2第4項第3号に掲げる行為(森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可に係るものに限る。)	別記様式第2の4による書類及び森林法施行規則第59条第2項に規定する図面
法第22条の2第4項第3号に掲げる行為(森林法第34条第2項の許可に係るものに限る。)	別記様式第2の5による書類及び森林法施行規則第61条に規定する図面
法第22条の2第4項第4号に掲げる行為(農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項の許可に係るものに限る。)	別記様式第2の6による書類及び農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第30条各号に掲げる書類
法第22条の2第4項第4号に掲げる行為(農地法第5条第1項の許可に係るものに限る。)	別記様式第2の7による書類及び農地法施行規則第57条の4第2項各号に掲げる書類
法第22条の2第4項第5号又は第6号に掲げる行為(自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項の届出に係るものに限る。)	別記様式第2の8による書類並びに自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)第10条第2項各号に掲げる図面及び第3項各号に掲げる事項を記載した書類
法第22条の2第4項第5号又は第6号に掲げる行為(自然公園法第33条第1項の届出に係るものに限る。)	別記様式第2の9による書類及び自然公園法施行規則第10条第2項各号に掲げる図面
法第22条の2第4項第7号に掲げる行為	別記様式第2の10による書類、河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第11条の2第2項第1号から第4号まで及び第9号に掲げる図書並びに上欄に掲げる行為が河川法(昭和39年法律第167号)第26条第1項の許可を要しない工作物の新築、改築又は除去を伴う場合にあっては、当該工事の計画の概要を記載した図書
法第22条の2第4項第8項に掲げる行為(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。)の認定に係るものに限る。)	別記様式第2の11による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第5条の5の5第2項各号に掲げる書類及び図面

表3 (つづき)

行為	書類
<p>法第22条の2第4項第8号に掲げる行為（熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。）の認定に係るものに限る。）</p>	<p>別記様式第2の12による書類及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の11の5第2項において準用する第5条の5の5第2項各号に掲げる書類及び図面</p>
<p>法第22条の2第4項第1号に掲げる行為（温泉法第11条第1項の許可に係るものに限る。）</p>	<p>別記様式第2の2による書類及び温泉法施行規則第6条第2項各号に掲げる書類</p>
<p>法第22条の2第4項第2項に掲げる行為</p>	<p>別記様式第2の3による書類並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第4条に規定する図面及び同条各号に掲げる書類</p>

表4 地方公表団体実行計画への適合に関する主な確認事項とポイント

主な確認事項	主なポイント
地域脱炭素化促進事業の目標	地方公共団体実行計画に定めた地域脱炭素化促進事業の目標と整合しているかを確認
地域脱炭素化促進施設の種類、規模、その他の整備の内容	阿南市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に定めた促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類、規模と対応しているかを確認
地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容	事業計画に記載されている内容が、阿南市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に定めた地域の脱炭素化のための取組に対応しているかを確認
地域脱炭素化促進施設等を整備する土地の所在	阿南市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に定めた促進区域内の中に、地下部も含めて整備することとされているかを確認
地域の環境保全のための取組	阿南市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に定めた地域の環境保全のための取組と対応しているかを確認。特に再エネ事業の実施に係る条件を定めている場合には、当該条件を満たす計画となっていることを確認
地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	阿南市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に定めた地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組と対応しているかを確認

表5 地域脱炭素化促進事業の円滑かつ確実な実施に関する基準と主な確認事項のポイント（例）

基準	主な確認事項のポイント（例）
<p>①申請者が、地域脱炭素化促進施設等を設置する土地について、土地を利用する権利（所有権等）を有するか、又はこれを確実に取得することができるかと認められること。 （農地法の特例（農地転用）の手続を受けようとする場合は添付不要）</p>	<p>土地の登記事項証明書（全部事項証明書）に記載される権利者と申請者が一致しているかを確認。権利者と申請者が異なる場合は、売買契約書の写し、賃貸契約書の写し、地上権設定契約書の写し等の書類に加え、契約当事者双方の印鑑証明書が添付されているかを確認</p>
<p>②再エネ発電施設をいわゆる電力系統に連系する場合（一般送配電事業者などの電気事業者が維持・運用する電線路と接続する場合は、当該接続について電気事業者の同意を得ていること。</p>	<p>接続に関する電気事業者の同意を証する書類が添付されているかを確認</p>
<p>③地域脱炭素化促進事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであること。</p>	<p>関係法令に係る手続の実施状況を示す書類が添付されているか、各手続が適切に進んでいるかを確認。関係法令を遵守する旨の誓約書※が添付されているかを確認</p>

※地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書（別記様式第1）の添付資料（11）「認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令を遵守する旨の誓約書」を指します。

表6 その他地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定める基準への適合と主な確認事項のポイント（例）

基準	主な確認事項のポイント（例）
<p>①地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置（事業者や関係者以外の者が立ち入ることのできない場所に設置されている場合を除く。）その他の必要な体制を整備し、実施するものであること。</p>	<p>地域脱炭素化促進施設等の保守点検、維持管理のための柵又は塀の設置場所を図面で確認するほか、人員体制を書類で確認</p>
<p>②地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、地域脱炭素化促進事業を行うおとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること。 （太陽光発電施設であって、出力20kW未満のもの又は屋根に設置されるものを除く。）</p>	<p>標識の設置場所を図面で確認</p>
<p>③地域脱炭素化促進施設等の廃棄その他の該当認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を廃止する際の地域脱炭素化促進施設等の取扱いに関する計画が適切であること。</p>	<p>地域脱炭素化促進施設等の撤去及び処分費用の算定方法は適切か、撤去及び処分費用の確保の方法は適切か、収益予測や融資返済計画と照らし合わせ確認 土地等の権利者との間で取り交わされた現状回復に係る契約書の写しが添付されているかを確認</p>
<p>④地域脱炭素化促進施設の種類に応じて適切に事業を実施するものであること。</p>	<p>地域脱炭素化促進施設の種類、規模等に応じて、市が定めた地域の環境の保全のための措置を講じるものであるか等を確認</p>
<p>⑤地域脱炭素化促進事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守するものであること。</p>	<p>関係法令に係る手続の実施状況を示す書類が添付されているか、各手続が適切に進んでいるかを確認 関係法令を遵守する旨の誓約書が添付されているかを確認</p>
<p>⑥認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと。</p>	<p>書類間に不整合な点がないかを確認 誓約書に虚偽申請がない旨の誓約書が記載されているかを確認</p>

表7 地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書及び添付書類

書類	備考
地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書（別記様式第3）	変更事項の内容を変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更理由、添付を省略する書類を記載
添付書類（地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる取組の実施状況を記載した書類）	地域脱炭素化促進施設の整備、同施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組、同施設の整備と併せて実施する地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の実施状況を記載
認定申請時添付書類（表2参照）から内容に変更があったもの	認定申請時に市に提出している書類の内容に変更がなければ、申請書にその旨を記載し、当該書類の添付は省略可

表8 事業計画認定の取消しに関わる確認事項と判断のポイント

書類	判断のポイント（例）
施設整備の場所	促進区域又は事業計画に記載の場所で事業が行われていないと確認できた場合
事業資金の金額及びその調達先	当初想定されていた貸金調達手法の目途が立たず、円滑な事業の実施が困難と判断した場合
地域の環境の保全のための取組	地域脱炭素化促進事業計画に記載された取組内容を十分に実施していない場合
地域の経済及び社会の持続的な発展に資する取組	
各施設に関する関係法令	事業者の故意または重大な過失によって関係法令の反対が認められた場合

【担当】

市民部 環境保全課

〒779 - 8501 阿南市富岡町トノ町 12 番地 3

電話 0884-22-3413 FAX 0884-22-0727

e-mail kankyou@anan.i-tokushima.jp